

小坂町立地適正化計画概要版

令和 6 年 2 月

小坂町

目次

第1章	立地適正化計画	1
1-1	立地適正化計画の概要	1
1-2	計画の位置づけ	2
第2章	将来の見通し	3
2-1	将来人口の見通し	3
第3章	課題の整理とまちづくりの方針の検討	4
3-1	分野別の課題の抽出	4
3-2	解決すべき課題の抽出	5
第4章	目指すべき都市の骨格構造の検討	6
4-1	立地適正化計画におけるまちづくりの基本方針	6
4-2	都市の骨格構造	7
第5章	課題解決のための施策・誘導方針の検討	11
第6章	居住誘導区域の検討	12
6-1	居住誘導区域の設定	12
第7章	都市機能誘導区域の検討	13
7-1	都市機能誘導区域の設定	13
第8章	誘導施設の検討	15
8-1	誘導すべき機能（誘導施設）整備方針の検討	15
第9章	誘導施策の検討	16
9-1	居住誘導区域における講ずべき施策	16
9-2	都市機能誘導区域への施設の立地を誘導するために町が講ずべき施策	17
第10章	防災指針の検討	18
10-1	防災指針の検討の流れ	18
10-2	災害リスク分析と防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出	19
10-3	まちづくりの将来像、取組方針の検討	20
10-4	具体的な取組、スケジュール、目標値の検討	22
第11章	定量的な目標値等の検討	24
11-1	目標値の設定	24
第12章	施策の達成状況に関する評価方法の検討	25
12-1	施策の達成状況に関する評価方法の検討	25

第1章 立地適正化計画

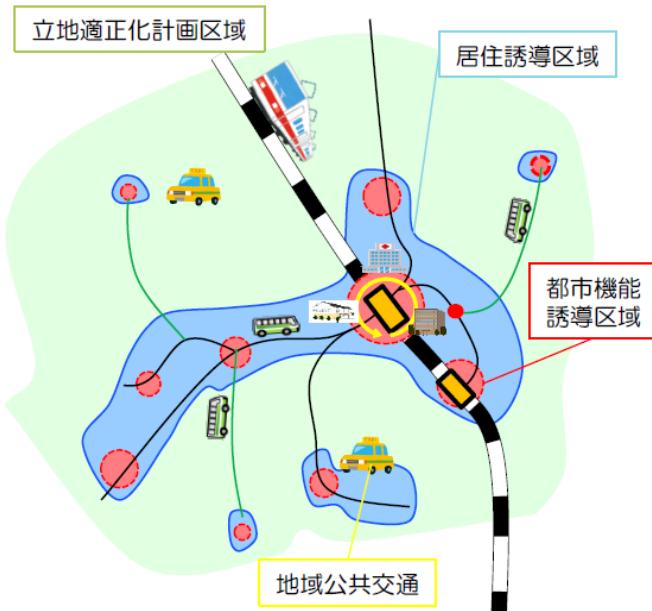
1-1 立地適正化計画の概要

立地適正化計画は、区域を記載するほか、基本的な方針、その他必要な事項を記載することとなっており、各事項に係る上位計画・関連計画との調整及び整合を図り、現況把握などを考慮し策定するものです。

立地適正化計画では次の内容を定める必要があります。なお、区域を定めるほか、その他必要な誘導施策等についても記載します。

- ・立地適正化計画の区域
- ・立地の適正化に関する基本的な方針
- ・居住誘導区域（都市の居住者の居住を誘導すべき区域）
- ・都市機能誘導区域（誘導施設の立地を誘導すべき区域）
- ・都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき誘導施設
- ・誘導のために講すべき施策
- ・防災指針
- ・その他、必要な事項（公共交通等に関する施策など）

【立地適正化計画の区域イメージ】



都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域を定める

誘導施設

都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設を定める

居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域を定める

公共交通

都市機能誘導区域にアクセスしやすくする公共交通のあり方を定める

1-2 計画の位置づけ

立地適正化計画は、都市再生特別措置法において「小坂町都市計画マスタープラン」の一部に位置づけられているとともに、各種のまちづくりに関連する計画との整合・連携を図るもので

また、都市計画分野においては、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の具体的取組方策を示し、将来都市構造や土地利用方針の実現化を推進するものです。

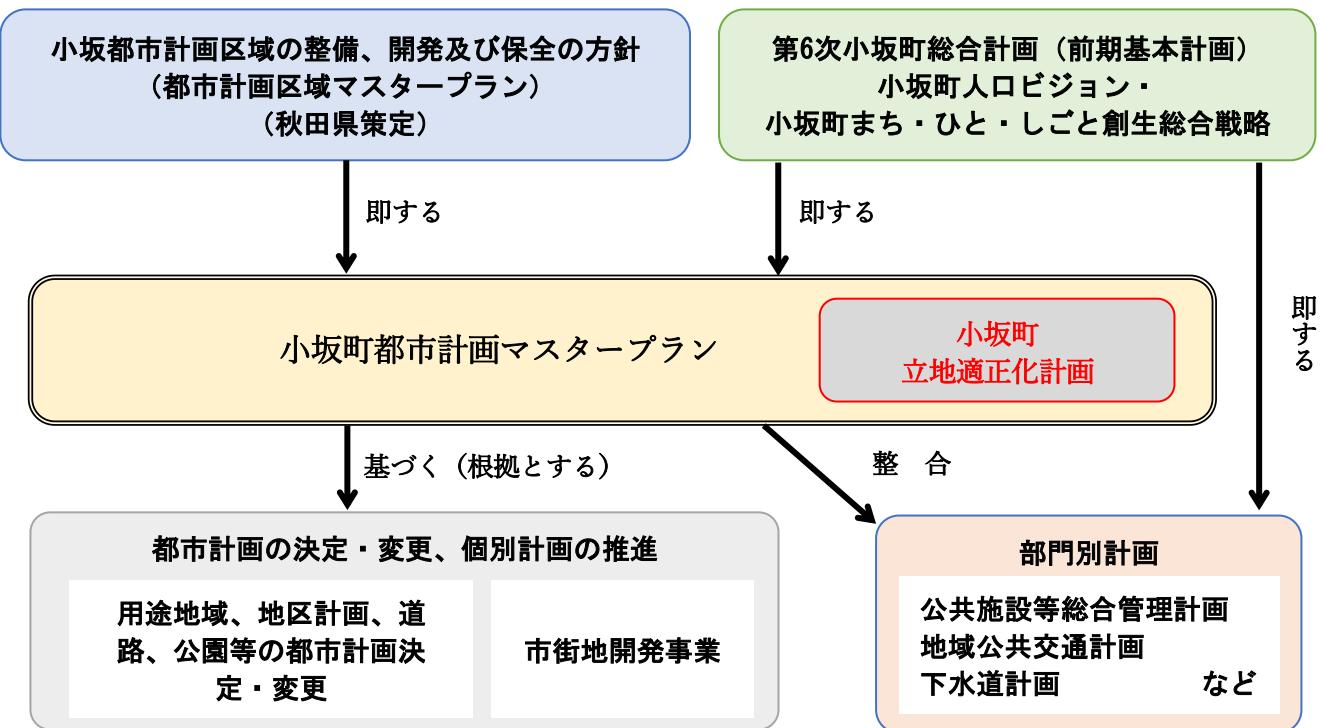


図 計画の位置づけ

第2章 将来の見通し

2-1 将来人口の見通し

- 国立社会保障・人口問題研究所による本町の人口推計結果をみると、今後も人口減少が続き、令和27年（2045年）では2,051人まで減少するものと見込まれています。
- 小坂町人口ビジョン（平成28年（2016年）3月策定）では、将来の人口減少を抑え、令和27年（2045年）の展望人口を3,330人としています。

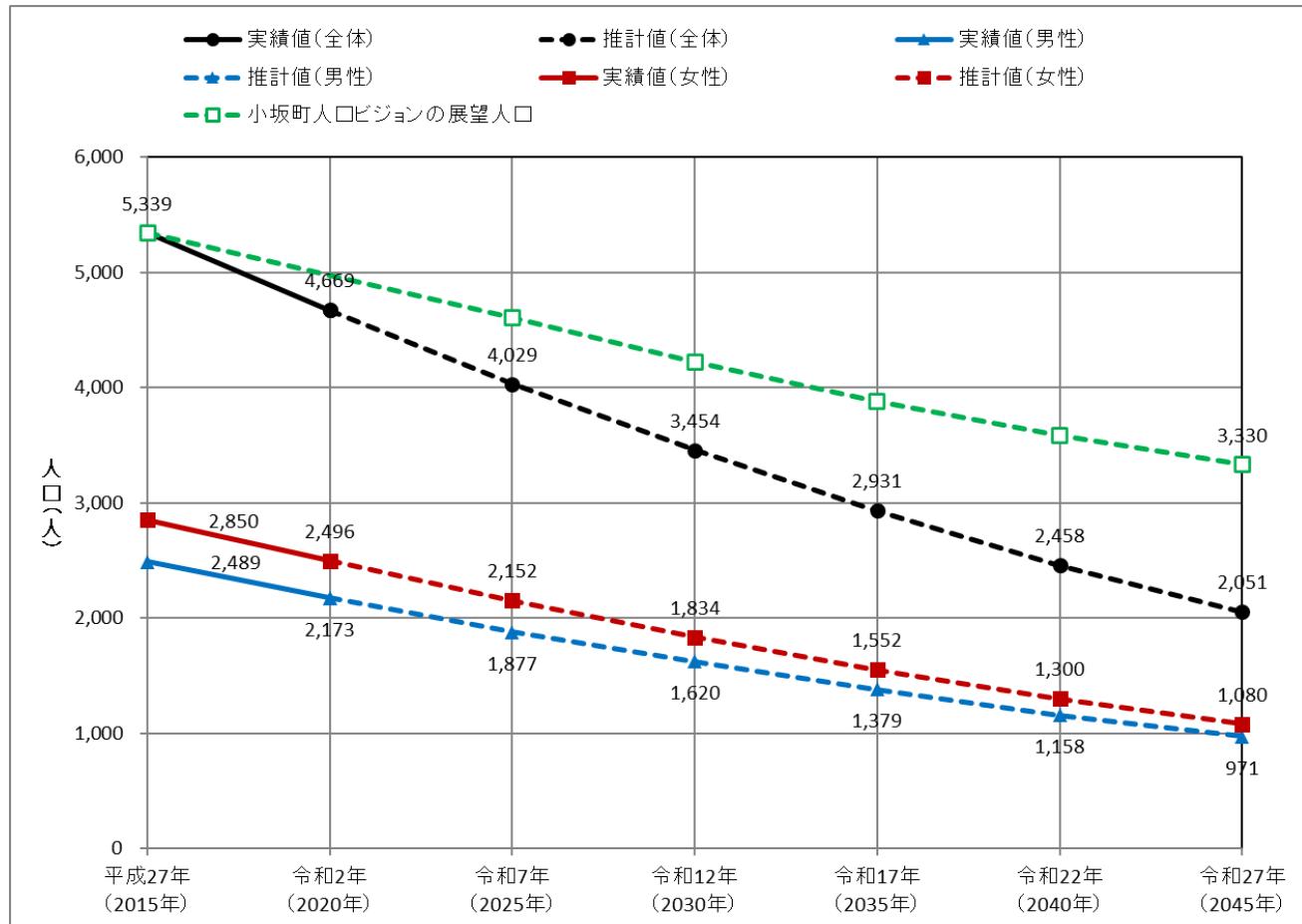


図 人口の将来推計

資料：日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所 平成30年（2018年）3月推計）

第3章 課題の整理とまちづくりの方針の検討

3-1 分野別の課題の抽出

3-1-1 社会動向にかかわる課題

■人口減少、少子高齢化の現状を見据えたまちづくり

- ・市街地を維持するための適正な人口密度を確保していく必要があります。
- ・少子高齢化、生産年齢人口の減少を見据え、高齢者や子育て世代の暮らしを支援するまちづくりを進めていく必要があります。
- ・さらなる少子高齢化を見据えた都市機能の適正誘導を図っていく必要があります。
- ・市街地周辺の集落地の生活環境・地域コミュニティを維持していく必要があります。
- ・高齢化の進展に伴い、高齢者の生活を支援するまちづくりを進めていく必要があります。

3-1-2 まちづくり・土地利用にかかわる課題

■都市機能・生活利便施設が集積する中心地づくり

- ・中心地への住環境の整った住宅地を確保していく必要があります。
- ・既成市街地の中心地としての役割を維持するため、都市機能施設・サービスの低下を抑制していく必要があります。
- ・居住や生活利便性に寄与する施設の立地を適正に誘導し、中心地のにぎわい・活力を創出していく必要があります。

■地域拠点の生活環境の維持・向上

- ・住み慣れた地域で暮らし続けられるように集落の生活環境を維持していく必要があります。

3-1-3 公共交通にかかわる課題

■公共交通網の維持、ネットワークの再構築

- ・利用者ニーズの変化に対応した公共交通手段を確保していく必要があります。
- ・人口集積地における公共交通利用圏域外の解消などに対応するよう、バス路線の見直し等を検討していく必要があります。
- ・中心地と周辺集落地を効率的にネットワークする公共交通網を形成する必要があります。

3-1-4 防災にかかわる課題

■災害リスクに対応する市街地づくり

- ・災害危険の想定される区域の居住のあり方を検討していく必要があります。
- ・安全性の高い市街地への適正な居住誘導と都市機能の配置を検討していく必要があります。

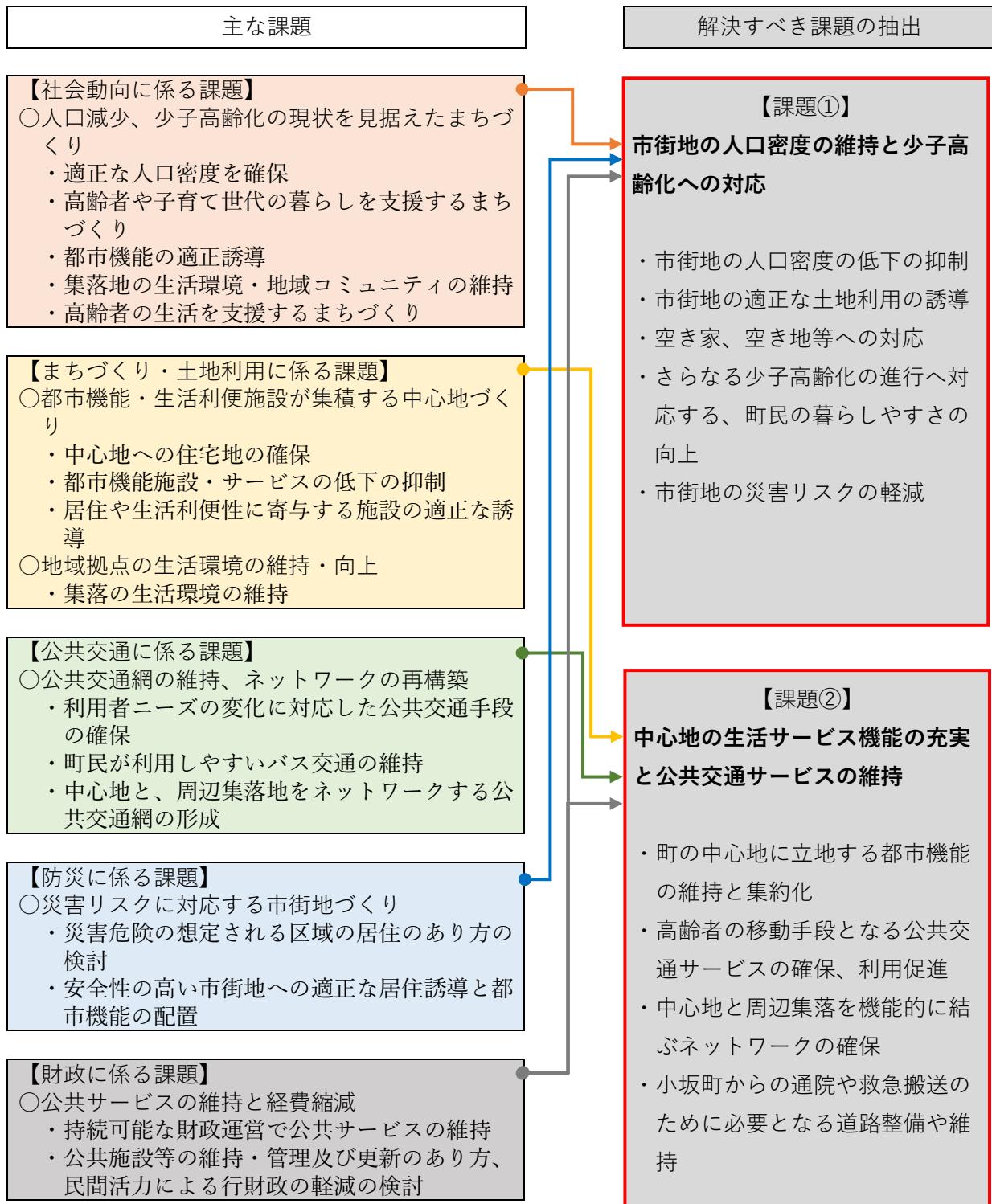
3-1-5 財政にかかわる課題

■公共サービスの維持と経費縮減

- ・自主財源の確保を図りながら、生活に必要な市民サービスを安定的に提供し続けられるよう、持続可能な財政運営を図る必要があります。
- ・公共施設等の維持・管理及び更新のあり方や、民間活力による行財政の軽減を検討していく必要があります。

3-2 解決すべき課題の抽出

これまでの現況分析及び課題の整理を踏まえ、本計画において解決すべき課題を整理します。



第4章 目指すべき都市の骨格構造の検討

4-1 立地適正化計画におけるまちづくりの基本方針

4-1-1 都市の将来像

立地適正化計画におけるまちづくりの将来像は、小坂町都市計画マスタープランに定める将来都市像「過去と未来・自然と文化の交差点“小坂”」を継承し、この都市像のもと、まちづくりの課題の解決に取り組んでいきます。

【将来都市像】

過去と未来・自然と文化の交差点 “小坂”

4-1-2 まちづくりの基本方針（ターゲット）

現状及び将来の見通しに基づく課題への対応や、上位計画における基本目標の実現などの観点から、本計画におけるまちづくりの基本方針（計画のターゲット）を以下に設定します。

基本方針① 誰にとっても暮らしやすい居住環境づくり

- ・日常生活において、健康づくりや生きがいづくりなど、充実した生活をすごすことができ、都市施設との距離が縮んだ住み慣れた地域で、快適で安全・安心に暮らしが続けられる環境づくりを目指します。

基本方針② 周辺集落を維持していくための新しい仕組みづくり

- ・既存の集落が形成された地域においては、町民が住み慣れた地域で愛着を感じながら快適に暮らし続けることができるよう、豊かな自然環境や優良な農地等との調和に配慮した居住環境の維持を図ります。
- ・地域生活に必要な施設の状況に応じて、再編や機能の複合化等を進めるとともに、地域による施設の適正管理を進めながら施設の維持を図ります。また、医療や高齢福祉、子育て支援、生涯学習等の各分野と連携して、地域の医療・福祉サービスの維持を図ります。
- ・中心部と地域間を効率的に連絡し、すべての市民が利用しやすい公共交通ネットワークの形成を図ります。

4-2 都市の骨格構造

4-2-1 都市の骨格構造について

将来の骨格構造は、各地域の拠点やその周辺等の位置特性を踏まえ、土地利用方針や拠点間の連携方針など、本町が目指す将来都市構造を示すものです。

立地適正化計画の対象区域は都市計画区域ですが、本計画における将来の骨格構造は、小坂町都市計画マスタープランが目指す都市構造を踏まえ、公共交通ネットワークにより中心部と地域拠点が連携したコンパクトシティ・プラス・ネットワークによる骨格構造を目指します。

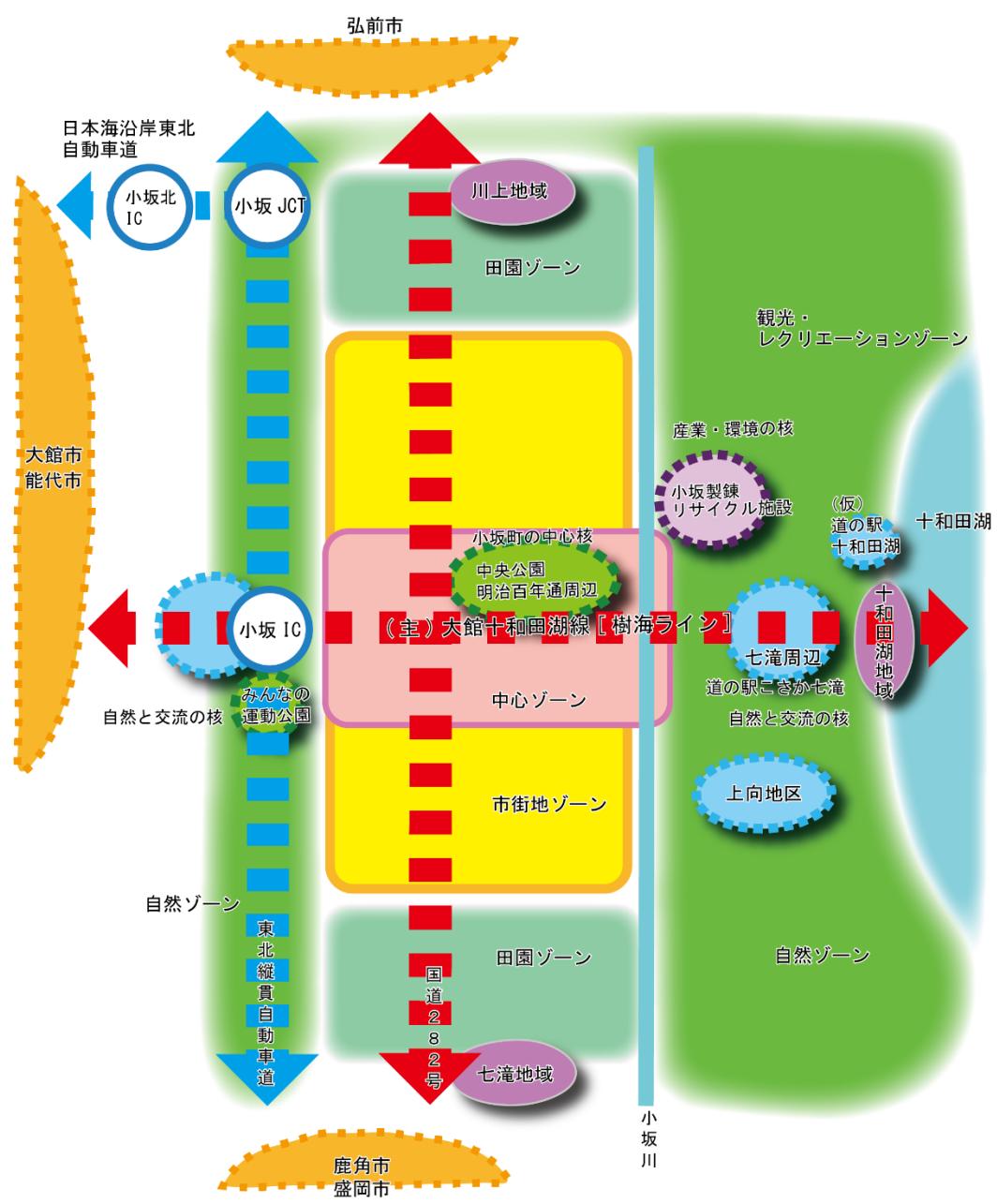


図 町の基本的構成

4-2-2 ゾーン構成について

(1) 中心ゾーン

- ・中心ゾーンは、市街地の中心にある小坂中央公園周辺や町の骨格を形成する都市軸である樹海ライン、国道282号、小坂川が交差する周辺部に配置します。
- ・町に住む人、働く人、学ぶ人、訪れる人など、都市活動の中心となるゾーンとして位置づけられます。

(2) 市街地ゾーン

- ・市街地ゾーンは、中心ゾーンの南側と北側に隣接して広がる、現行の市街地(用途地域内)に配置します。
- ・小坂川の西側に隣接する平たん地と、山裾の一部を含み、原則として、現行の市街地(用途地域)の大規模な拡大は考えないものとします。
- ・町に住む人々の暮らしの場となるゾーンとして位置づけ、生活環境の維持と向上を図るゾーンとして位置づけられます。

(3) 田園ゾーン

- ・田園ゾーンは、市街地ゾーンの南側と北側に隣接するゾーンで、小坂川流域の平たんな地形の区域に配置します。
- ・主に水田等の農地や農地の中に散在している集落地などの田園地帯が形成されており、農地の保全と集落の居住環境の維持と向上を図るゾーンとして位置づけられます。

(4) 自然ゾーン

- ・自然ゾーンは、市街地ゾーン及び田園ゾーンの東側と西側に隣接し、町の外周を囲んでいる広大な山間地に配置します。
- ・自然環境が豊かなゾーンであり、この自然環境の維持・保全及び人々が自然に親しめるゾーンとして位置づけられます。

(5) 観光・レクリエーションゾーン

- ・観光・レクリエーションゾーンは、町の北東端、青森県と共有する十和田湖の湖畔に配置します。
- ・国際的な観光・リゾート資源である十和田湖の水辺、緑、温泉・宿泊施設などを生かした広域的な交流の促進を図るゾーンとして位置づけられます。

4-2-3 拠点配置について

『生活』『観光・交流』『環境・防災』の都市活動を支える主要な拠点として、次の都市核を配置します。

（1）町の中心核

- ・町の中心核は、縦横の都市軸が交差し、市街地の中心に位置する中央公園・明治百年通り周辺に配置します。
- ・中心核は、陸上競技場、野球場、交流センターなどの地域生活者の交流機能と康楽館、小坂鉱山事務所などの観光・交流機能、広場・水辺空間の憩いの場、さらに良好な都市景観など、多種多様な機能を備える地域生活や活動、広域的な交流の核として位置づけます。

（2）産業・環境の核

- ・産業・環境の核は、町の社会経済を支え、文化や生活を築いてきた小坂製錬周辺に配置します。
- ・鉱山の産業や文化の継承と発展を目指すとともに、蓄積された技術を生かしたリサイクルなどの新たな産業に取り組んでいく、町の活力の源となる核として位置づけます。

（3）自然との交流の核

- ・自然との交流の核には、七滝周辺と小坂I.C西側周辺(川下牧場周辺)の2か所に配置します。
- ・小坂町の特性である豊かな自然とふれあうことのできる観光・レクリエーション活動の核として位置づけます。
- ・小坂I.C西側には周辺自然環境と共生する資源循環型社会の構築に向けた産業団地の形成を位置づけます。

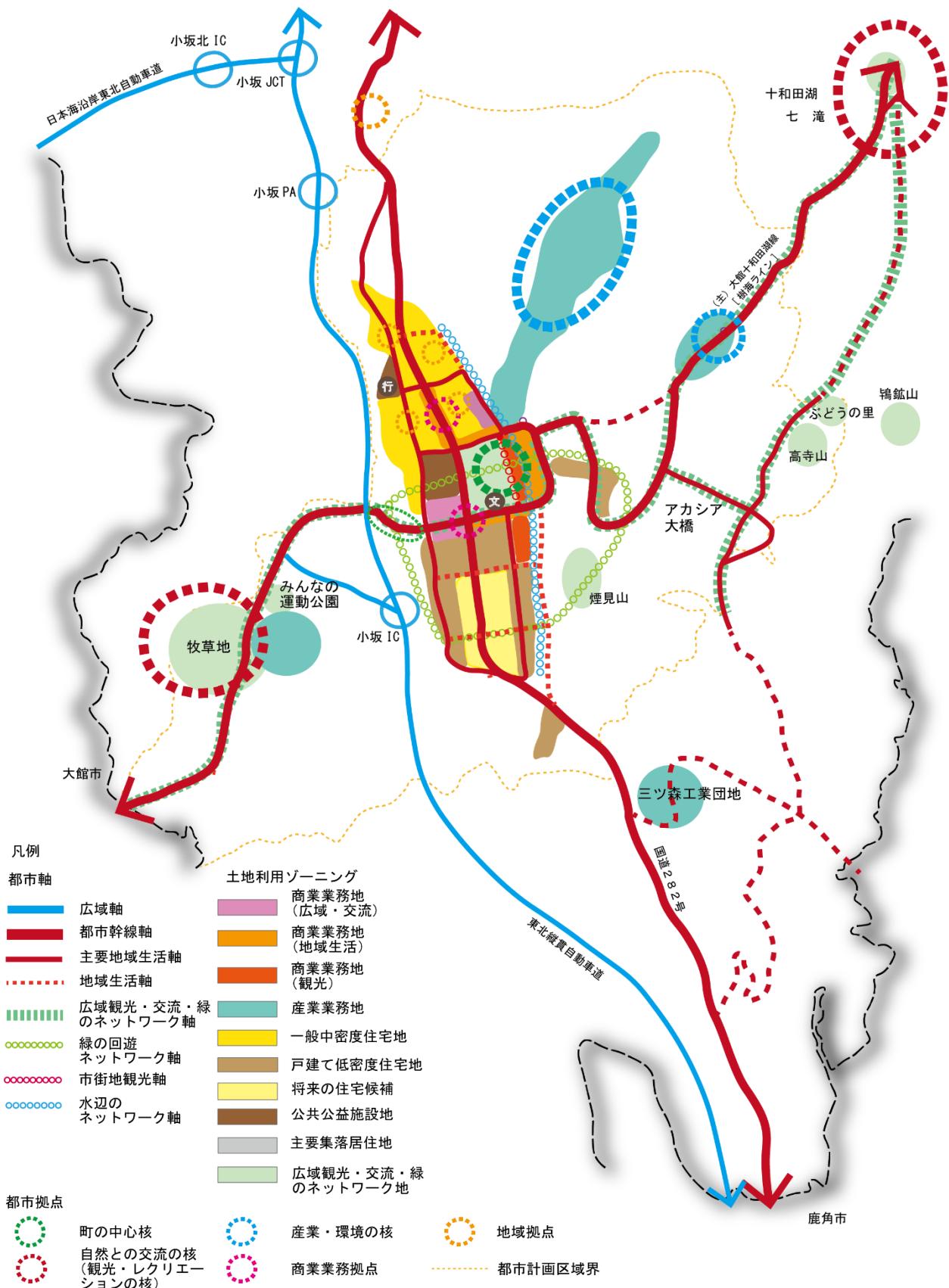


図 都市計画マスタープランの将来構造図

第5章 課題解決のための施策・誘導方針の検討

施策① 中心市街地のにぎわいの形成

- 市街地の多様な機能の維持・充実
- 子育て世代が集える空間の形成、世代間交流の場の創出
- 中心市街地の回遊性の促進

施策② 地域を支える拠点の形成

- 地域住民が主体となった持続的な取組体制の形成
- 日常生活に必要な機能・サービスの集約・確保
- 公共交通ネットワークの維持

施策③ 自然災害に対応した災害に強い土地利用の推進

- 小坂川の浸水対策の強化
- 災害ハザードエリアの防災対策の強化
- 小坂町の除排雪・消融雪対策の強化

第6章 居住誘導区域の検討

6-1 居住誘導区域の設定

6-1-1 居住誘導区域設定の流れ

居住誘導区域は用途地域内において定められるものであることから、本町における居住誘導区域の設定には、用途地域内 100m メッシュを用いて、以下に定める条件に該当するメッシュを加除し、用途地域の中から、居住誘導区域を設定する条件を満たすメッシュを抽出していくものとします。

居住誘導区域の候補検討のフロー及び候補検討に用いる項目、重みづけ（点数化）は以下のとおり設定します。

また、居住誘導区域に設定する条件を満たす候補メッシュのうち、区域境界のフリンジに位置するメッシュについては、道路や水路など現況の地形地物、用途地域界を考慮して居住誘導区域を確定させるものとします。

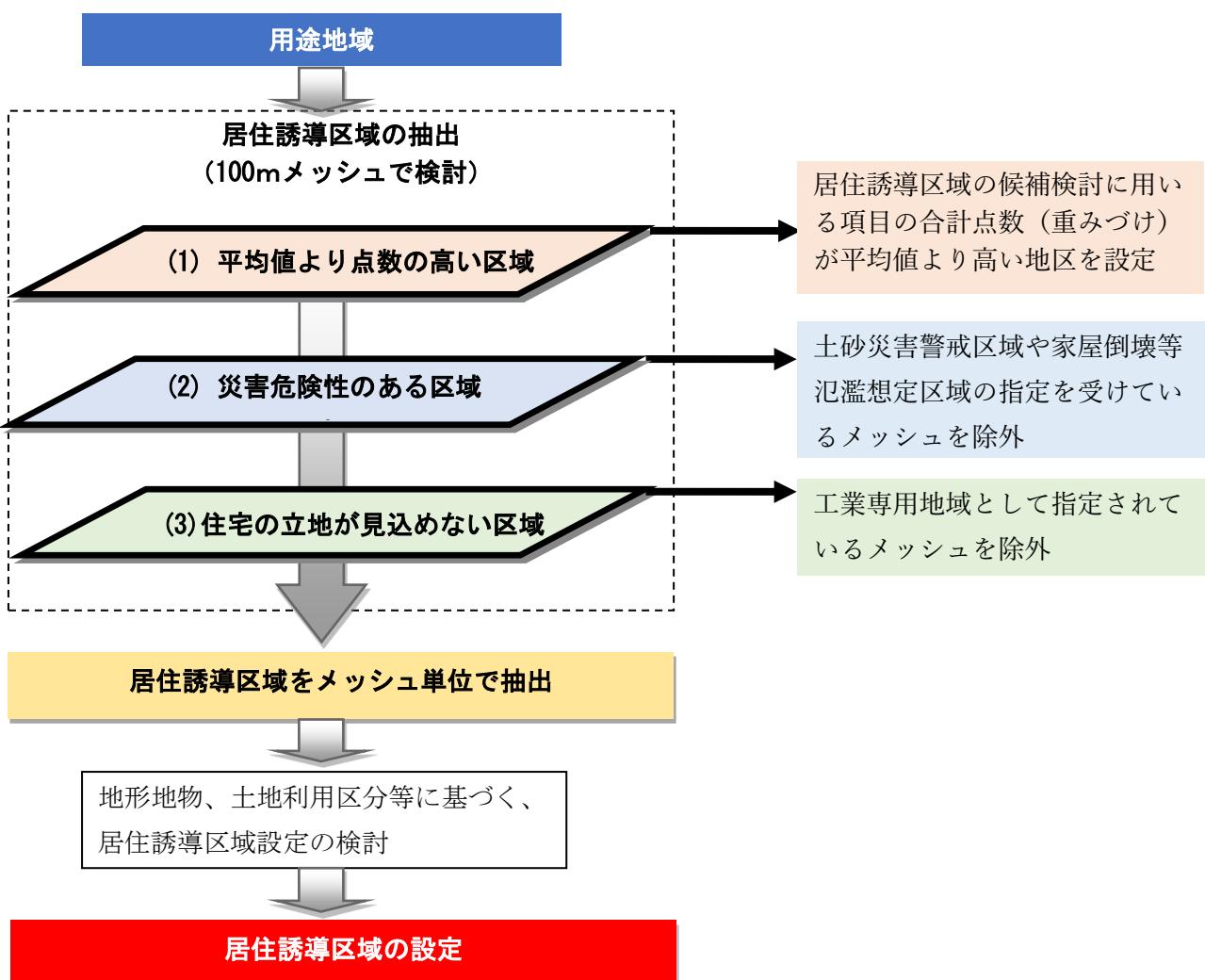


図 居住誘導区域の設定の流れ

第7章 都市機能誘導区域の検討

7-1 都市機能誘導区域の設定

7-1-1 都市機能誘導区域設定の流れ

都市機能誘導区域は、居住誘導区域内に定められるものであり、公共施設、生活サービス施設などの都市機能を都市の拠点に誘導し、集約させることにより、各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるものです。

都市機能誘導区域の設定にあたり、区域設定の要件や留意点等は、次のとおり考えられます。

《区域設定等の考え方》

- 都市の拠点となるべき区域
 - ・業務、商業などが集積する地域
 - ・都市機能が一定程度充実している区域
 - ・周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域 など
- 徒歩や自転車等により容易に移動できる範囲
- 医療・福祉・商業等の都市機能とあわせて、居住を誘導することが望ましい区域

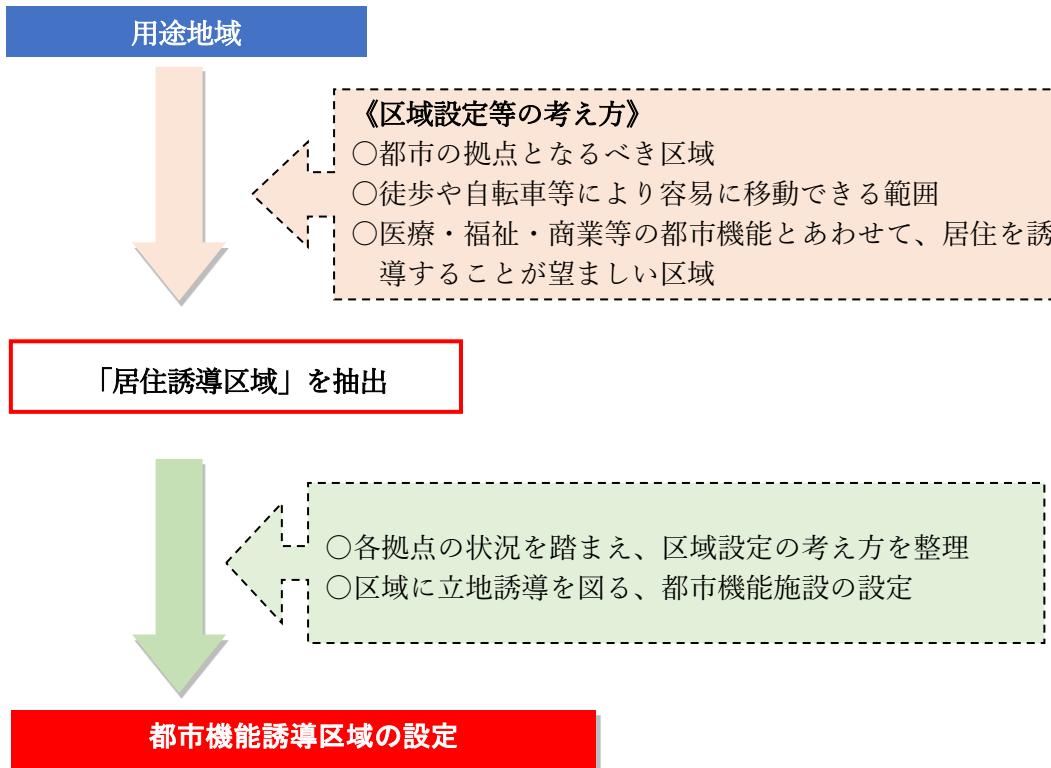


図 都市機能誘導区域の設定の流れ

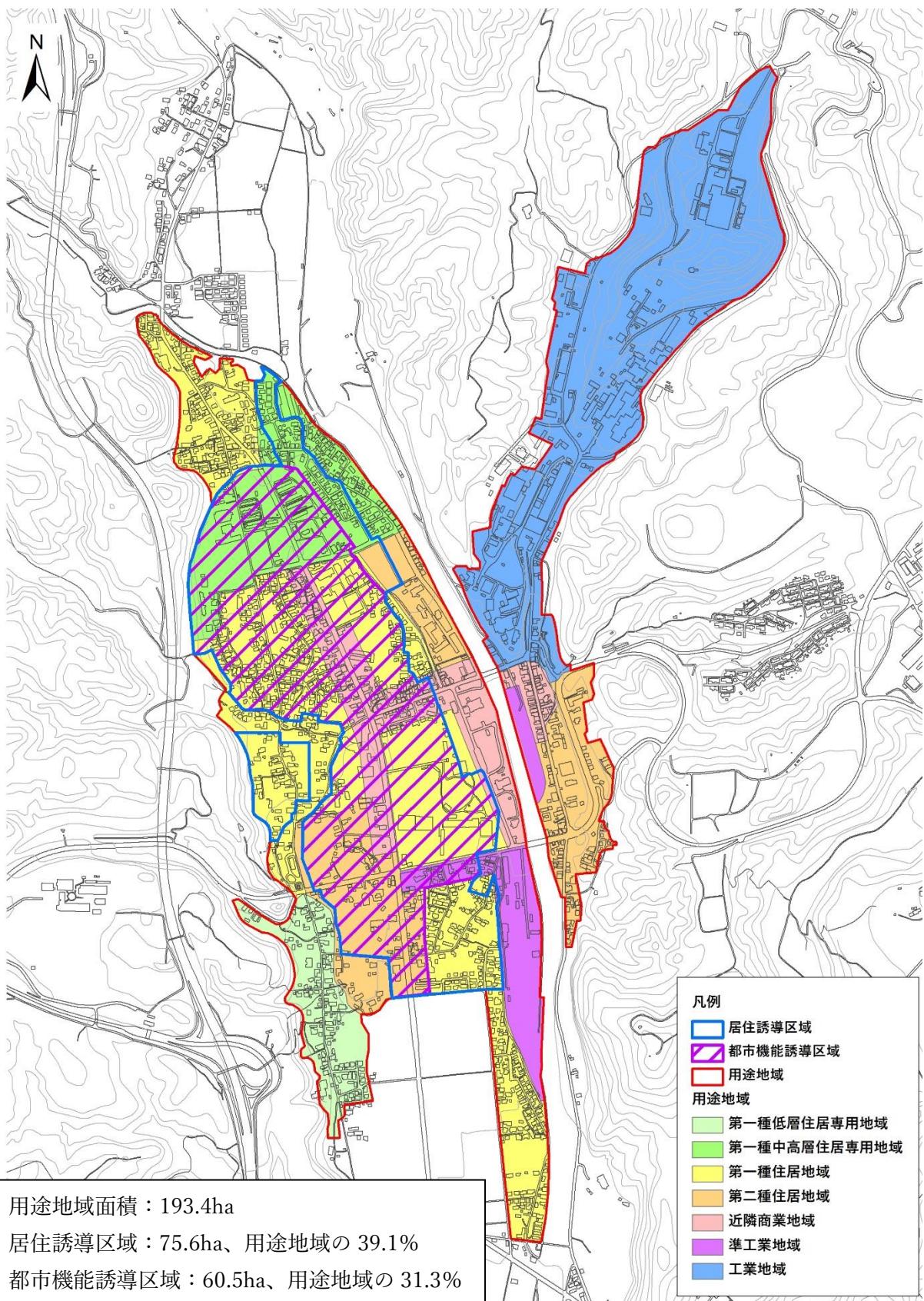


図 居住誘導区域・都市機能誘導区域

第8章 誘導施設の検討

8-1 誘導すべき機能（誘導施設）整備方針の検討

本町における誘導すべき機能（誘導施設）整備方針を次のとおりに設定します。

表 誘導施設の整備方針

機能分類	整備（誘導）の方針	誘導施設の想定
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ◆町役場庁舎は、現在の機能を恒久的に維持していく。 ◆町民の利便性を考慮して、窓口業務の一部を他の集客施設と複合して設置することは可能である。 	(本計画における誘導施設に設定しない)
地域福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者や障がい者等の生きがい、豊かな生活に寄与する施設として立地を誘導する。 ◆公共交通利用によるアクセス性や各種送迎の効率性などを考慮した立地とする。 ◆医療や子育て施設などの関連する他機能との連携に配慮した立地とする。 	<p>《行政が主体》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター ○福祉相談窓口 <p>《民間施設を誘導》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ふれあいサロン ○デイサービス施設 ○有料老人ホーム ○グループホーム
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> ◆子育て世代を支援する機能を有する施設として立地を誘導する。 ◆公共交通利用によるアクセス性や各種送迎の効率性などを考慮した立地とする。 ◆認定こども園などの同種機能との連携に配慮した立地とする。 	<p>《行政が主体》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童館 <p>《民間施設を誘導》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援施設 ○保育施設 ○一時預かり託児施設
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> ◆町民の生活利便性や来訪者へのサービス、本町内への雇用創出などに寄与する機能として立地を誘導する。 ◆町民の生活の中心となる生活拠点において、拠点の機能特性に見合った業種業態の施設を誘導する。 	<p>《民間施設を誘導》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スーパー・マーケット、ドラッグストア ○日常生活に必要な店舗 ○観光・来訪者向け店舗
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> ◆町民の健康維持等に必要な施設である小坂町診療所を誘導施設として維持する。 	<p>《民間による施設運営》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○診療所 ○歯科診療所 ○調剤薬局
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> ◆町民の生活に必要なサービス機能であるが、地方銀行、農協などの金融機関が市街地内に立地し、市街地内をほぼカバーしていることから、現存する施設の維持に努めていく。 	(本計画における誘導施設に設定しない)
教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ◆学生や来訪者等を対象とした歴史的・文化的な機能を有する施設の立地を誘導する。 ◆町民の地域交流、スポーツ等の都市活動を支える施設を誘導する。 	<p>《行政または民間による施設運営》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○観光・情報発信施設 ○交流センター・集会施設 ○スポーツ施設

第9章 誘導施策の検討

9-1 居住誘導区域における講すべき施策

居住誘導施策は、居住誘導区域への居住や住宅の立地が促進されるよう、身近な拠点への都市機能の維持・確保や交通利便性の向上などの誘導施策を行うものです。

誘導施設への利便性・アクセス性を確保しつつ、居住誘導及び町全域からのアクセスが可能となる各種施策・事業を計画的かつ段階的に展開していきます。

表 想定される施策

	事業名
国の支援を受けて町が実施する施策	<ul style="list-style-type: none">・優良建築物等整備事業・住宅市街地総合整備事業・スマートウェルネス住宅等推進事業・空き家再生等推進事業 等
町が独自に講じる施策	<ul style="list-style-type: none">・空き家利活用推進事業・移住定住促進奨励事業・小坂町移住就業支援金事業・空き家適正管理事業・雪対策支援業務・企業誘致促進事業・起業創業チャレンジ支援事業・町営バス運行事業 等

※「第6次小坂町総合計画（第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略）（令和3年4月）」における基本目標“自然とともに、これからも暮らし続けたいまち”の具体的施策

9-2 都市機能誘導区域への施設の立地を誘導するために町が講すべき施策

都市機能誘導区域への施設の立地誘導は、誘導すべき機能（誘導施設）の整備方針を踏まえて、誘導すべき機能ごとに町が講すべき施策・事業を抽出します。

9-2-1 地域福祉機能

【支援施策・事業】

- 都市機能立地支援事業
- 都市再生整備計画事業
- スマートウェルネス住宅等推進事業
- バリアフリー環境整備促進事業

9-2-2 子育て機能

【支援施策・事業】

- 都市機能立地支援事業
- 都市再生整備計画事業

9-2-3 商業機能

【支援施策・事業】

- 新規商業者支援奨励金交付事業
- 地域資源を活用した観光振興事業
- 個性ある店づくりの促進
- 都市機能立地支援事業

9-2-4 医療機能

【支援施策・事業】

- 都市機能立地支援事業
- 都市再生整備計画事業
- 医療施設等の建て替え等のための容積率等の緩和

9-2-5 教育・文化機能

【支援施策・事業】

- 都市機能立地支援事業
- 公共施設等の適正管理に係る地方債措置（公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等）

第10章 防災指針の検討

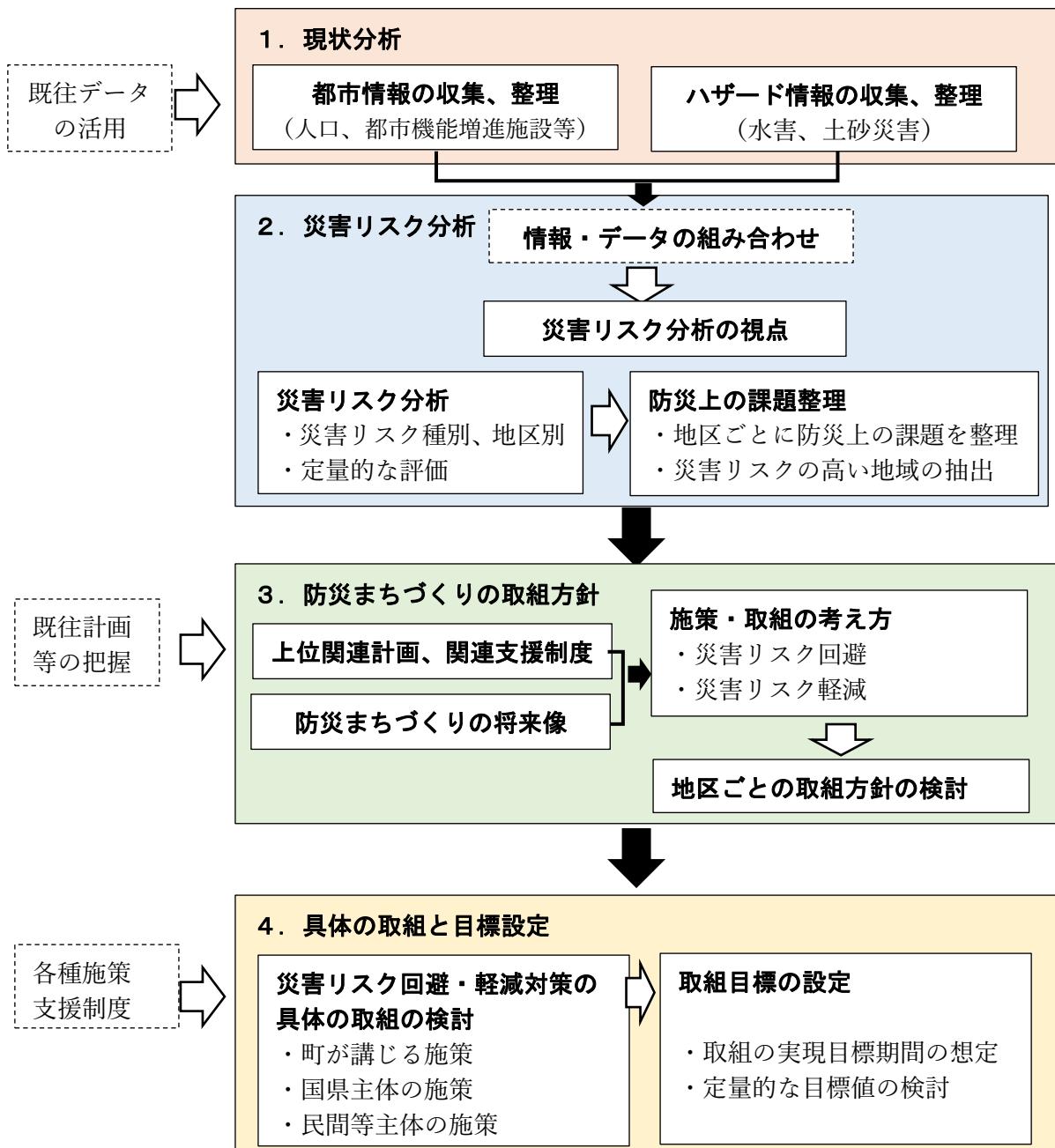
10-1 防災指針の検討の流れ

10-1-1 検討のフロー

防災指針の検討については、次のフローに基づき進めていきます。

本検討の対象範囲は、本町の都市計画区域とします。

図 防災指針の検討の流れ



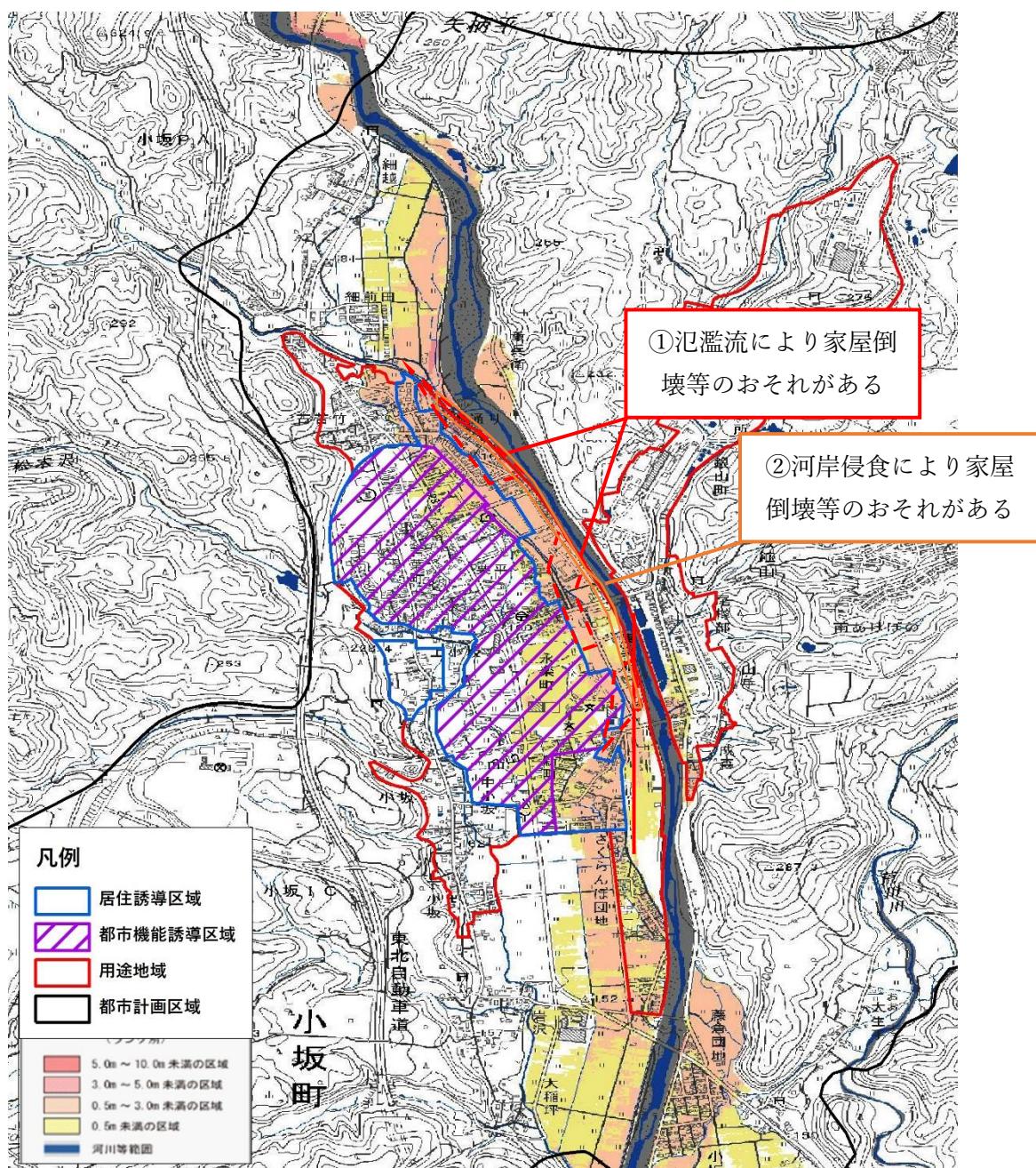
10-2 災害リスク分析と防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出

10-2-1 防災上の課題の整理

災害ハザード情報や災害リスクの分析により、防災上の課題を次のとおり整理します。

なお、浸水想定区域は10-100年に1度の計画規模（L1）、1000年に1度の想定最大規模（L2）が想定されていますが、ここでは災害発生の可能性が高い計画規模（L1）の浸水想定区域を対象として整理します。

図表 防災上の課題



災害	No	課題
洪水	①	氾濫流により家屋倒壊等のおそれがある
洪水	②	河岸侵食により家屋倒壊等のおそれがある

10-3 まちづくりの将来像、取組方針の検討

10-3-1 防災まちづくりの将来像

課題の整理で示しているとおり、小坂川沿い区域において洪水による浸水が想定されています。そのため、本計画における防災まちづくりでは、各種の対策による災害リスクの低減を図ることにより、地域住民の安全・安心な社会を構築することを目指します。

10-3-2 取組方針

防災まちづくりの将来像の実現に向け、地域の取組方針を以下のとおりとし、災害リスクの低減に努めます。

表 取組方針

地区	災害	課題	方向性	方針
A	洪水	氾濫流により家屋倒壊等のおそれがある	低減	<ul style="list-style-type: none">・災害時の危険情報の早期発信・ハザードマップの周知による災害危険性の認識向上・洪水に対する安全な建築物の情報提供・浸水時に利用可能な避難路のネットワークの設定
B	洪水	氾濫流により家屋倒壊等のおそれがある	低減	<ul style="list-style-type: none">・災害時の危険情報の早期発信・ハザードマップの周知による災害危険性の認識向上・洪水に対する安全な建築物の情報提供・浸水時に利用可能な避難路のネットワークの設定
C	洪水	氾濫流により家屋倒壊等のおそれがある	低減	<ul style="list-style-type: none">・災害時の危険情報の早期発信・ハザードマップの周知による災害危険性の認識向上・洪水に対する安全な建築物の情報提供・浸水時に利用可能な避難路のネットワークの設定

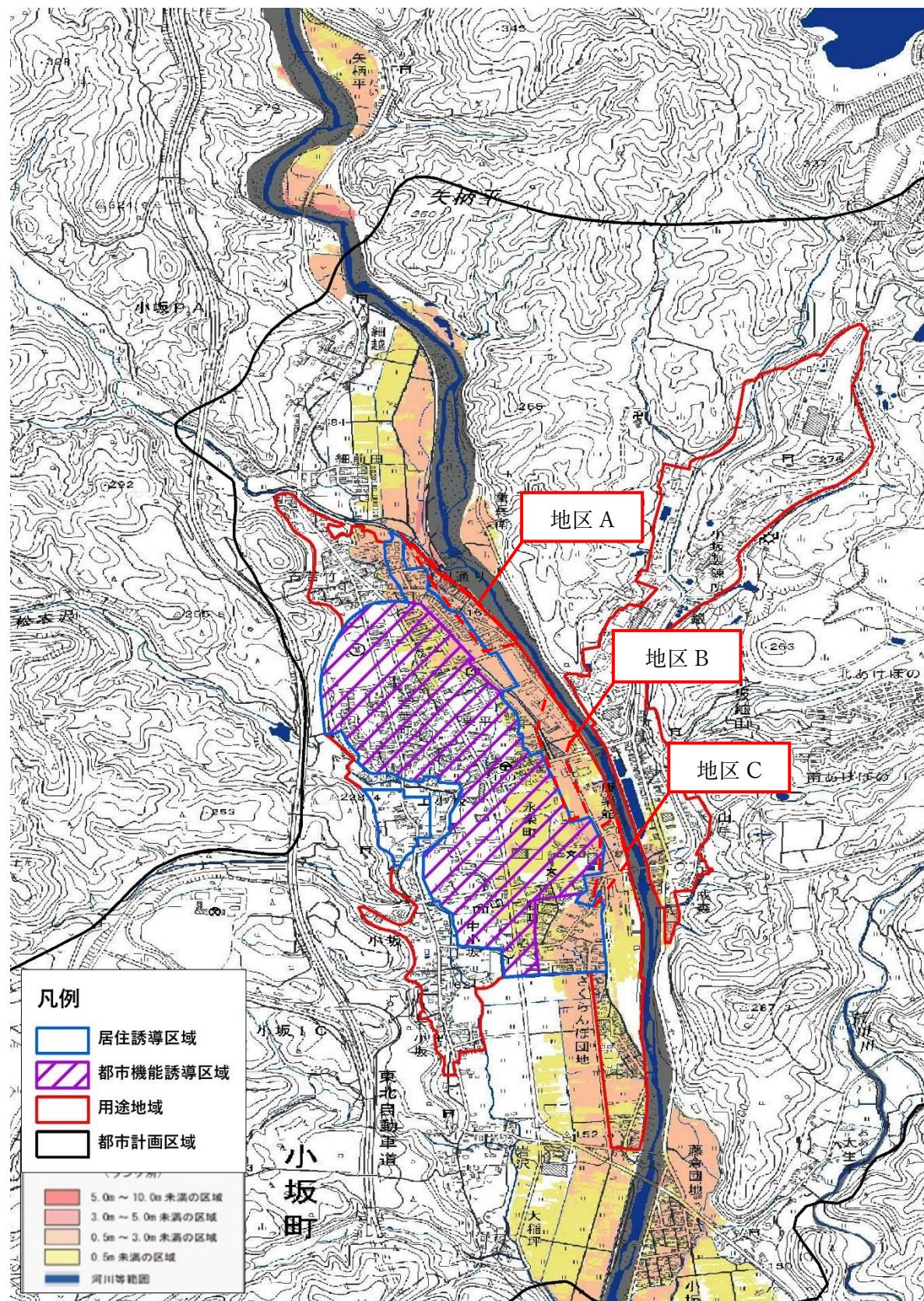


図 取組方針

10-4 具体的な取組、スケジュール、目標値の検討

10-4-1 防災に関する具体的な取組とスケジュール

取組方針に基づく具体的な取組とスケジュールを、以下のように設定します。

表 具体的な取組とスケジュール

地区	具体的な取組	実施時期		
		短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
A	・小坂川の河川改修の早急な実施要望			→
	・洪水に対する安全な建築物の情報提供			→
	・備蓄等の災害対応方策の周知			→
	・災害時の危険情報の早期発信			→
	・ハザードマップの周知による災害危険性の認識向上	→		
B	・小坂川の河川改修の早急な実施要望			→
	・洪水に対する安全な建築物の情報提供			→
	・備蓄等の災害対応方策の周知			→
	・災害時の危険情報の早期発信			→
C	・住民による地域防災マップの作成			→
	・浸水時に利用可能な避難路のネットワークの設定			→

10-4-2 目標値の設定

本計画における防災指針の目標値は、以下のように設定します。

表 防災指針の目標値

指標	基準値	目標値
自主防災組織の組織率	38.9%	71.1%
町が行う防災訓練の参加者数	50人	100人
消防団員数の充足率	72.4%	86.0%

第11章 定量的な目標値等の検討

11-1 目標値の設定

本計画の進捗と達成状況を評価・管理するため、計画の目標値を以下のように設定します。

指標については、都市機能や居住環境の維持・向上を図る観点から、居住誘導区域内の人口、都市機能誘導区域内の福祉等の施設、子育て支援施設、教育施設、商業施設と医療施設の施設数を設定します。

表 計画の目標値

目標指標	基準値		目標値 (令和2年(2040年))
①居住誘導区域内の人口	<ul style="list-style-type: none">●人口 (平成27年(2015年)) ・約1,911人 (小坂町人口の35.7%)		<p>(現状以上または維持)</p> <ul style="list-style-type: none">●人口 ・約1,911人 (小坂町人口の53.3%) <p>※社人研推計による居住誘導区域人口(R22年(2040年))は約937人。</p>
<p><都市づくりの効果></p> <p>まちなか居住、町民の定住が進み、居住誘導区域内の人口密度が保たれ、町の中心拠点が維持される。</p>			
②都市機能誘導区域内の 福祉等の施設、子育て 支援施設、教育施設、 商業施設と医療施設の 施設数	<ul style="list-style-type: none">●都市機能誘導区域内 (令和4年(2022年)3月現 在) ・福祉等の施設 : 7件 ・子育て支援施設 : 1件 ・教育施設 : 2件 ・商業施設 : 5件 ・医療施設 : 3件		<p>(現状以上または維持)</p> <ul style="list-style-type: none">●都市機能誘導区域内 ・福祉等の施設 : 7件以上 ・子育て支援施設 : 1件以上 ・教育施設 : 2件以上 ・商業施設 : 5件以上 ・医療施設 : 3件以上
<p><都市づくりの効果></p> <p>都市機能誘導区域内に福祉等の施設、子育て支援施設、教育施設、商業施設と医療施設の立地と集積が進むことにより、子育て世代等を含む町民に便利な生活環境と商店街のにぎわいを確保するとともに、中心地のスポンジ化の抑制が期待されます。</p>			

第12章 施策の達成状況に関する評価方法の検討

12-1 施策の達成状況に関する評価方法の検討

立地適正化計画は、まちづくりに関する上位関連計画等の見直しとの整合を図りつつ、おおむね5年ごとに本計画に定められた施策・事業の実施状況及び目標値の達成状況を検証するとともに、検証結果に基づき、必要に応じて本計画の見直しを行っていくものとします。また、必要に応じて都市再生協議会等の外部委員会による評価・検証も行うこととします。

具体的には、P D C A サイクルの考え方に基づき、適切な進行管理を行いつつ、目標値の達成を目指していくものです。

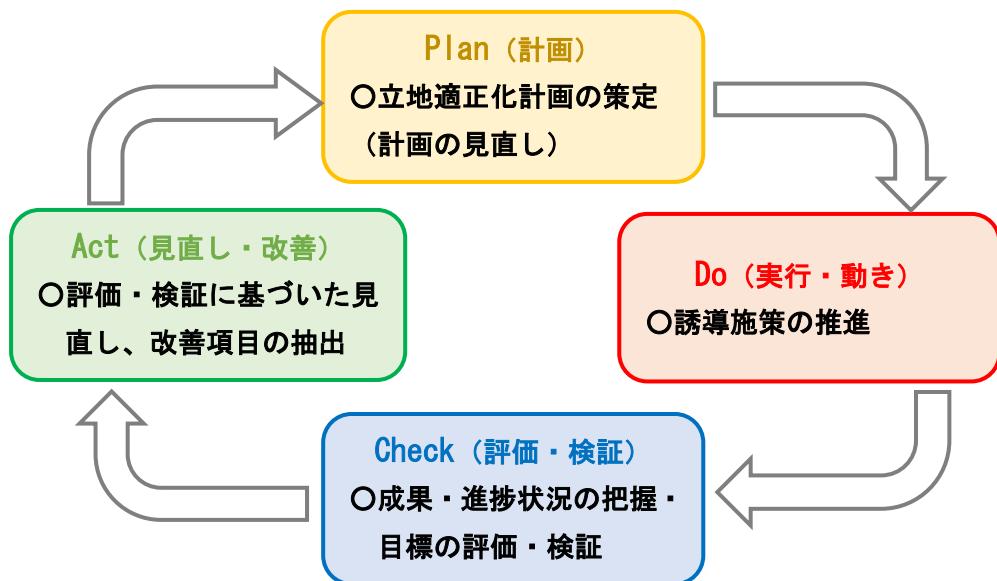


図 PDCAサイクルによる進行管理のイメージ